

平成26年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（2月26日提出）

建設委員会

【議案関係】

- 建設政策課 秋田県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める
条例案について 1
- 建設政策課 秋田県土地利用審査会条例の一部を改正する条例案について 2
- 建設政策課 消費税率の引き上げに伴う建設部関係条例の整備に
関する条例案について 3
- 都市計画課 秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について 12
- 下水道課 流域下水道維持管理負担金単価の改定について 35
- 道路課 秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について 37
- 河川砂防課 秋田県水防協議会条例の一部を改正する条例案について 40
- 河川砂防課 一級河川指定の変更について 42
- 建築住宅課 秋田県建築士審査会の委員の定数を定める条例案について 43

秋田県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例案について

平成26年2月26日
建設政策課

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による建設業法（昭和24年法律第100号）の一部改正により、秋田県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める必要がある。

2 制定内容

建設業法第25条第3項の規定により設置する秋田県建設工事紛争審査会の委員の定数は、15人以内とすることとする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 建設工事紛争審査会について

(1) 所掌事務

建設工事の請負に関する紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行う。

(2) 委員の構成

学識経験者（請負契約の解釈、建設工事の技術等について識見を有する者）

(3) 改正前の法律に定める定数・・・15人以内

(4) 現在の秋田県建設工事紛争審査会について

① 委員数 10人

② 委員構成内訳

- ・法律に係る学識経験者
（弁護士、司法書士）
- ・建設工事に係る学識経験者
（建築士、大学等教授・准教授）

秋田県土地利用審査会条例の一部を改正する条例案について

平成26年2月26日

建設政策課

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による国土利用計画法（昭和25年法律第44号）の一部改正により秋田県土地利用審査会の委員の定数を定める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県土地利用審査会は、委員7人以内で組織することとする。（第2条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 秋田県土地利用審査会について

(1) 所掌事務

- ① 地価の急激な上昇に際して、適正かつ合理的な土地利用を確保するため知事が行う注視区域・監視区域・規制区域の指定及び解除についての申出または確認。
（法第27条の3、同条の6等）
- ② 土地取引の届出について、知事が勧告する場合の意見申出。（法第24条第1項）
- ③ 知事が認定した遊休土地の利用又は処分に関する計画書について、勧告する場合の意見の申出。（法第31条第1項）

(2) 委員の構成

土地利用、地価等に優れた知識と経験を有し、公共の福祉に関し公平な判断ができる者のうちから、知事が、議会の同意を得て、任命する。（法第39条第4項）

(3) 改正前の法律に定める定数：7人 → 改正後の法律に定める定数：5人以上

(4) 現在の秋田県土地利用審査会について

- ① 委員数 7人
- ② 委員構成内訳

土地利用、地価その他の土地に関する事項について優れた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者

（内訳：法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業、学識経験）

消費税率の引き上げに伴う建設部関係条例の整備に関する 条例案について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の施行に伴う建設部関係条例の整備に関する条例案

平成26年2月26日
建設政策課

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律による消費税法の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例の施行に伴い、建設部関係条例の使用料等の額を引き上げる。

次の条例については、改正理由が消費税率の引き上げのみであり、1本の整備条例として一括改正する。(消費税率以外の要素等を含む場合は個別条例を改正)

2 改正内容

次の使用料等の額を引き上げることとする。(改定内容は別表のとおり)

条 例	使 用 料	所管課
秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例(平成12年秋田県条例第97号)	土石等の採取の収益料	建設政策課
秋田県河川流水占用料等徴収条例(平成12年秋田県条例第102号)	流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料	河川砂防課
秋田県公共海岸占用料等徴収条例(平成12年秋田県条例第103号)	土石採取料	河川砂防課
砂防法施行条例(平成15年秋田県条例第32号)	土石採取料	河川砂防課
秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例(平成12年秋田県条例第106号)	土砂採取料	港湾空港課
秋田県十和田湖公共下水道条例(平成3年秋田県条例第14号)	十和田湖公共下水道使用料	下水道課
秋田県空港管理条例(昭和56年秋田県条例第13号)	空港着陸料、停留料 駐車場の駐車料金	港湾空港課
秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例(平成11年秋田県条例第36号)	テニスコート等の使用料	港湾空港課

3 施行期日

平成26年4月1日(各条例により経過措置あり)

別表 使用料の改定内容

- 1 秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例（土石等の採取の収益料）
- 2 秋田県河川流水占用料等徴収条例
（流水占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料）
- 3 秋田県公共海岸占用料等徴収条例（土石採取料）
- 4 砂防法施行条例（土石採取料）
- 5 秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例
（土砂採取料）
- 6 秋田県空港管理条例（空港着陸料、停留料）

上記の1～6に共通

区 分	新	旧
各使用料等の消費税率(算出して得た額に乗じる)	1.08	1.05

7 秋田県十和田湖公共下水道条例（下水道使用料）

区 分		新	旧
基本使用料（10m ³ 以下）		972円	900円に1.05を乗じて得た額
10m ³ を超え30m ³ 以下	1m ³ につき	118.8円	110円に1.05を乗じて得た額
30m ³ を超え50m ³ 以下		172.8円	160円に1.05を乗じて得た額
50m ³ を超える部分		270円	250円に1.05を乗じて得た額

8 秋田県空港管理条例（駐車料金）

① 午後10時15分から翌日の午前6時までの駐車料金（台）

区 分	新	旧
大型自動車等駐車場	510円	500円
立体駐車場	360円	350円
第一駐車場及び第二駐車場	260円	250円

② 駐車時間24時間ごとを上限とする駐車料金（台）

区 分	新	旧
大型自動車等駐車場	1,030円	1,000円
立体駐車場	720円	700円
第一駐車場及び第二駐車場	510円	500円
第三駐車場	310円	300円

③ 480時間（20日）までの駐車料金の上限額（台）

区 分	新	旧
大型自動車等駐車場	2,060円	2,000円
立体駐車場	2,880円	2,800円
第一駐車場及び第二駐車場	2,060円	2,000円
第三駐車場	1,230円	1,200円

9 秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例（施設使用料(時間当たり)）

区 分	新	旧
テニスコート使用料	220円	210円
センターハウス、会議室及び研修室の使用料	360円	350円

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する条例の施行に伴う建設部関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

秋田県法定外公共用財産の使用等に関する条例の一部改正（第一条第一号による改正）

<p>新</p>	<p>（使用料等の額） 第十一条 略 2 収益料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
<p>旧</p>	<p>（使用料等の額） 第十一条 略 2 収益料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>

秋田県河川流水占用料等徴収条例の一部改正（第一条第二号による改正）

<p>新</p>	<p>（流水占用料等の徴収及び額） 第二条 略 2 流水占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、許可又は登録をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p>
<p>旧</p>	<p>（流水占用料等の徴収及び額） 第二条 略 2 流水占用料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、許可又は登録をした占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度ごとに同表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。</p>

秋田県公共海岸占用料等徴収条例の一部改正（第一条第三号による改正）

新	<p>（占用料等の額）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
旧	<p>（占用料等の額）</p> <p>第三条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>

砂防法施行条例の一部改正（第一条第四号による改正）

新	<p>（占用料等の額）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>
旧	<p>（占用料等の額）</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 土石採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。</p>

秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例の一部改正（第一条第五号による改正）

新	<p>（占用料等の額）</p> <p>第九条 略</p> <p>2 土砂採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一</p>
旧	<p>（占用料等の額）</p> <p>第九条 略</p> <p>2 土砂採取料の額は、別表に定めるところにより計算した額に一</p>

・〇八を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。

・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。

秋田県十和田湖公共下水道条例の一部改正（第二条による改正）

新

旧

（使用料の徴収等）

第十二条 略

2 略

3 使用月における使用料の額は、前項の規定により算定した排除汚水量に応じ、別表に定めるところにより算出した額

（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、使用月の中途から公共

下水道の使用を開始した場合（現に休止しているその使用を再開した場合を含み、一時使用者の使用の場合を除く。）又は中途休止等の場合で、当該使用月における排除汚水量が同表に定める基本使用料に係る排除汚水量の最大量の二分の一の量に満たないときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

（使用料の徴収等）

第十二条 略

2 略

3 使用月における使用料の額は、前項の規定により算定した排除汚水量に応じ、別表に定めるところにより算出した額に一・〇五

を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。ただし、使用月の中途から公共下水道の使用を開始した場合（現に休止しているその使用を再開した場合を含み、一時使用者の使用の場合を除く。）又は中途休止等の場合で、当該使用月における排除汚水量が同表に定める基本使用料に係る排除汚水量の最大量の二分の一の量に満たないときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

別表（第十二条関係）

区分	排除汚水量	使用料の額
基本使用料	一〇立方メートル以下	九七二円
	一〇立方メートルを超え三〇立方メートル以下の部分	一立方メートルにつき 一一八・八円

別表（第十二条関係）

区分	排除汚水量	使用料の額
基本使用料	一〇立方メートル以下	九〇〇円
	一〇立方メートルを超え三〇立方メートル以下の部分	一立方メートルにつき 一一〇円

着陸料	(一)・(二) 略 二 その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該金額に一・〇八を乗じて得た額）とする。
停留料	停留する航空機について、停留時間二十四時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該合計額に一・〇八を乗じて得た額） 一・二 略

備考略

別表第二(第十九条関係)

区分	駐車料金の額	
	大型自動車等駐車場	立体駐車場
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき 五〇円	一台につき 二六〇円
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき 七〇円	一台につき 三六〇円
大型自動車等駐車場	一台一時間につき 一〇〇円	一台につき 五一〇円
立体駐車場	一台一時間につき 七〇円	一台につき 三六〇円
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき 五〇円	一台につき 二六〇円

着陸料	(一)・(二) 略 二 その他の航空機については、航空機の着陸一回ごとに、次に掲げる金額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該金額に一・〇五を乗じて得た額）とする。
停留料	停留する航空機について、停留時間二十四時間ごとに、航空機の重量をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率を適用して計算して得た金額の合計額（国内航空に従事する航空機にあつては、当該合計額に一・〇五を乗じて得た額） 一・二 略

備考略

別表第二(第十九条関係)

区分	駐車料金の額	
	大型自動車等駐車場	立体駐車場
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき 五〇円	一台につき 二五〇円
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき 七〇円	一台につき 三五〇円
大型自動車等駐車場	一台一時間につき 一〇〇円	一台につき 五一〇円
立体駐車場	一台一時間につき 七〇円	一台につき 三五〇円
第一駐車場及び第二駐車場	一台一時間につき 五〇円	一台につき 二五〇円

秋田県大館能代空港周辺ふれあい緑地条例の一部改正（第四条による改正）

新		旧	
区	分	区	分
別表（第六条、第十三条関係）	使用料の額	別表（第六条、第十三条関係）	使用料の額
<p>略</p> <p>備考</p> <p>一・二 略</p> <p>三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分により計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限とする。</p> <p>(一) 大型自動車等駐車場 一、〇三〇円</p> <p>(二) 立体駐車場 七二〇円</p> <p>(三) 第一駐車場及び第二駐車場 五一〇円</p> <p>(四) 第三駐車場 三一〇円</p> <p>四 前号の規定による駐車料金の額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を超えるときは、当該額を駐車料金の額とする。ただし、駐車時間が四百八十時間を超えるときは、当該額に入車後四百八十時間を超えた時から出車する時までの時間について前号の規定に基づき計算して得た額を加えて得た額を駐車料金の額とする。</p> <p>(一) 大型自動車等駐車場 二、〇六〇円</p> <p>(二) 立体駐車場 二、八八〇円</p> <p>(三) 第一駐車場及び第二駐車場 二、〇六〇円</p> <p>(四) 第三駐車場 一、二三〇円</p> <p>五 略</p>		<p>略</p> <p>備考</p> <p>一・二 略</p> <p>三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分により計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ごとに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限とする。</p> <p>(一) 大型自動車等駐車場 一、〇〇〇円</p> <p>(二) 立体駐車場 七〇〇円</p> <p>(三) 第一駐車場及び第二駐車場 五〇〇円</p> <p>(四) 第三駐車場 三〇〇円</p> <p>四 前号の規定による駐車料金の額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を超えるときは、当該額を駐車料金の額とする。ただし、駐車時間が四百八十時間を超えるときは、当該額に入車後四百八十時間を超えた時から出車する時までの時間について前号の規定に基づき計算して得た額を加えて得た額を駐車料金の額とする。</p> <p>(一) 大型自動車等駐車場 二、〇〇〇円</p> <p>(二) 立体駐車場 二、八〇〇円</p> <p>(三) 第一駐車場及び第二駐車場 二、〇〇〇円</p> <p>(四) 第三駐車場 一、二〇〇円</p> <p>五 略</p>	

備考 略	センターハウス		テニスコート
	略	会議室	研修室
略	一時間につき	三六〇円	一面一時間につき 二二〇円

備考 略	センターハウス		テニスコート
	略	会議室	研修室
略	一時間につき	三五〇円	一面一時間につき 二一〇円

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案について

平成26年2月26日
都市計画課

1 改正理由

都市公園の利用の促進を図るため秋田県立中央公園及び秋田県立北欧の杜公園^{もり}の使用料の区分及び額を改めるとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正及び秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田県条例第40号）の施行に伴い都市公園の使用料の額を引き上げる等の必要がある。

<改正方針>

①都市公園の利用の促進を図るための改正（別表第3～4号関係）

- ・ 近隣同種施設との比較による改正
- ・ 利用者数の少ない曜日、時間帯の利用促進のための改正
- ・ 個人利用の推進のための改正
- ・ その他催し物（イベント）の利用促進のための改正
- ・ 利用実績のない使用料（入場料を徴収する場合）の廃止

②消費税の税率アップに伴う改正（別表第1～4号関係）

2 改正内容

- (1) 公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設の使用料及び公園施設の設置の許可を受けて使用する土地の使用期間が1月未満であるときの当該土地の使用料の額を引き上げることとする。（別表第1号関係）
- (2) 都市公園の占用（施設及び1月に満たない土地の占用に限る。）に係る使用料の額を引き上げることとする。（別表第2号関係）
- (3) 都市公園において興行をする場合及び競技会、集会その他これらに類する催しを開催する場合の使用料の区分を改めるとともに、使用料の額を改定することとする。（別表第3号関係）
- (4) 別表第4号に掲げる施設について、使用料の区分及び額を改めることとする。

3 施行期日

平成26年4月1日

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新		旧									
<p>別表（第十四条関係）</p> <p>一 法第五条第一項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 70%;">使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設</p> <p>・六四を乗じて得た額</p>	区 分	使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）	略	略	<p>別表（第十四条関係）</p> <p>一 法第五条第一項の規定により公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">区 分</td> <td style="width: 70%;">使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>公園施設の管理の許可を受けて使用する公園施設</p> <p>・四を乗じて得た額</p>	区 分	使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）	略	略	<p>備考</p> <p>一 三 略</p> <p>四 土地の使用期間が一月未満であるときの当該土地の使用料の額は、備考三の規定により計算した額に一・〇八を乗じて得た額とする。</p> <p>五 略</p> <p>二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する場合の使用料 （表 略）</p> <p>備考</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市公園の占有（施設及び一月に満たない土地の占有に限る。）に係る使用料の額は、この表に定める額に一・〇八を乗じて得た額とする。</p> <p>五 八 略</p> <p>三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合の使用料</p>	<p>備考</p> <p>一 三 略</p> <p>四 土地の使用期間が一月未満であるときの当該土地の使用料の額は、備考三の規定により計算した額に一・〇五を乗じて得た額とする。</p> <p>五 略</p> <p>二 法第六条第一項又は第三項の規定により都市公園を占有する場合の使用料 （表 略）</p> <p>備考</p> <p>一 三 略</p> <p>四 都市公園の占有（施設及び一月に満たない土地の占有に限る。）に係る使用料の額は、この表に定める額に一・〇五を乗じて得た額とする。</p> <p>五 八 略</p> <p>三 第四条第一項各号に掲げる行為をする場合の使用料</p>
区 分	使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）										
略	略										
区 分	使用料の額（使用面積一平方メートルにつき一年）										
略	略										

		県営野球場		貸切使用		スポーツに使用するとき	
		その他の催物に使用するとき				休日・日曜・土曜	
一般	休日・日曜・土曜	平日	児童・生徒・学生	一般	児童・生徒・学生	一般	児童・生徒・学生
七〇九	〇八八	〇〇七	四	六〇〇	四	六〇〇	四
五〇四	〇二八	〇七〇	五	〇〇〇	五	〇〇〇	五
二〇四	〇〇七	〇七七	六	〇〇〇	六	〇〇〇	六

		県営野球場		貸切使用		徴収する場	
		その他の催物に使用するとき		スポーツに使用するとき		その他の催物に使用するとき	
学生	一般	休日・日曜・土曜	平日	児童・生徒・学生	一般	休日・日曜・土曜	平日
〇八八	〇三八	〇〇九	五	四	一	〇七六	〇三八
〇一八	〇四七	〇八三	五	四	一	〇九四	〇四七
〇九六	〇七五	〇八二	三	四	一	〇六一	〇七五

場 上 県
競 技 営 陸

				使用貸切			
				その他の催物に使用する するとき		アマチュアスポーツに 使用する とき	
休日・日曜日・土曜日		平日		児童・生徒・学生			
〇円 六〇八、三		〇円 六〇四、一		〇円 五〇四、		〇円	
〇円 八〇七、五		〇円 八〇一、二		〇円 七〇六、		〇円	
一人	〇円 四〇六、九		〇円 四〇六、三		〇円 二〇一、一		〇円

場 上 県
競 技 営 陸

				使用貸切										
合いし徴料入 場な収を場				場する徴料入 合る収を場										
その他の催物に使用する とき		き 使用する と		アマチュア スポーツに 使用する と		その他の催物に使用する とき		き						
休日・日曜日・土曜日		平日		児童・生徒・学生		一般		休日・日曜日・土曜日		平日		児童・生徒		
一人	〇円 五〇七、三		〇円 八〇八、一		〇円 四〇四、		〇円 四〇九、		〇円 八〇四、七		〇円 五〇七、三		〇円 六〇八、	
一人	〇円 二〇六、五		〇円 一〇八、二		〇円 五〇六、		〇円 一〇四、一		〇円 三〇二、一		〇円 二〇六、五		〇円 二〇三、	
一人	〇円 七〇三、九		〇円 九〇六、四		〇円 九〇〇、一		〇円 五〇三、二		〇円 一〇七、八		〇円 七〇三、九		〇円 八〇一、	

県営補			
使用貸切		貸切使用以外の使用	
		アマチュアスポーツに使用するとき	
平日	児童・生徒・学生	一般	児童・生徒・学生 一般
五、	〇七〇一、	〇五三、	一人につき 一一〇円
七、	〇三〇二、	〇八四、	一人につき 一一〇円
二、一	〇〇〇四、	〇四八、	〇二きにつ一人 〇二きにつ

県営補			
使用貸切		貸切使用以外の使用	
		入場料徴収する場合	
アマチュアスポーツに	その他の催物に使用するとき	アマチュアスポーツに使用するとき	
学生 一般	休日・日曜・土曜	平日	児童・生徒・学生 一般
〇四三、 〇五	〇八五、二	〇八二、一	〇二三、 〇五
〇七四、 〇〇	〇八九、三	〇〇〇、二	〇四四、 〇〇
〇一八、 〇五	〇六五、六	〇八二、三	〇六七、 〇五
			〇一きにつ一人 〇一きにつ一人 〇二きにつ一人 〇四きにつ

		助陸上 競技場		
		貸切使用以外の使用		その他の催物に使用する するとき
一般	児童・生徒・学生	一般	休日・日曜日・土曜日	
きにつ一面	一人につき	一人につき	〇円二〇三、一	〇円三〇
きにつ一面	一人につき	一人につき	〇円六〇〇、二	〇円三〇
きにつ一面	〇円二二きにつ一人	〇円二二きにつ一人	〇円八〇三、三	〇円六〇

		助陸上 競技場				
		貸切使用以外の使用		合いしな徴料を入場 するとき		
アマチュアスポーツに使用する	一般	児童・生徒・学生	一般	休日・日曜日・土曜日	平日	児童・生徒
	〇円三五、一きにつ一面	〇円一きにつ一人	〇円二四きにつ一人	〇円八〇二、一	〇円〇七、	〇円六五、一
一面	〇円二〇二、二きにつ一面	〇円一きにつ一人	〇円二四きにつ一人	〇円〇〇、二	〇円四九、	〇円二五、二
一面	〇円五〇七、三きにつ一面	〇円二きにつ一人	〇円四八きにつ一人	〇円八〇二、三	〇円四六、一	〇円九〇、三

技 場 県 営 球		
使 用 貸 切		
		ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き
平 日	児 童 ・ 徒 生 ・ 学 生	
○ 九 〇 〇 一 千 一 百 一 十 円	○ 三 三 三 千 一 百 一 十 円	○ 二 二 七 千 五 百 円
○ 九 七 〇 一 千 一 百 一 十 円	○ 五 五 五 千 一 百 一 十 円	○ 九 一 千 五 百 円
○ 八 八 〇 二 千 一 百 一 十 円	○ 九 八 〇 千 一 百 一 十 円	○ 二 九 千 〇 百 円

技 場 県 営 球		
使 用 貸 切		
		入 場 料 徴 収 する 場 合
ア マ チ ユ ア ス ポ ー ツ に 使 用 す る と き	そ の 他 の 催 物 に 使 用 す る と き	き
・ 学 生	一 般	休 日 ・ 日 曜 日 ・ 土 曜 日
平 日	児 童 ・ 徒 生 ・ 学 生	
○ 四 〇 三 千 一 百 一 十 円	○ 五 六 千 一 百 一 十 円	○ 七 九 五 千 一 百 一 十 円
○ 四 四 千 一 百 一 十 円	○ 九 〇 一 千 一 百 一 十 円	○ 一 〇 九 千 一 百 一 十 円
○ 八 四 七 千 一 百 一 十 円	○ 四 七 一 千 一 百 一 十 円	○ 八 九 四 千 一 百 一 十 円

県 営 庭 球 場								その 他の 催物 に使 用す るとき		
		ハ ド ト		人 芝 ト						
		日 ・ 日 曜	日 ・ 土 曜	平 日	休 日	日 ・ 日 曜	日 ・ 土 曜		平 日	休 日 ・ 日 曜 ・ 土 曜
一 面 一 時 間 に つ き 二 二 〇 円		一 面 一 時 間 に つ き 一 一 〇 円		一 面 一 時 間 に つ き 四 四 〇 円		一 面 一 時 間 に つ き 二 二 〇 円		〇 円 三 〇 一 、 三 き に つ 一 面	〇 円 七 〇 五 、 四 き に つ 一 面	〇 円 〇 七 、 七 き に つ 一 面

県 営 庭 球 場								合 い し 徴 料 入 場 な 収 を 場		
								そ の 他 の 催 物 に 使 用 す る と き		
		休 日	日 ・ 日 曜	日 ・ 土 曜	平 日	休 日	日 ・ 日 曜	日 ・ 土 曜	平 日	児 童 ・ 徒 子
一 面 一 時 間 に つ き 四 三 〇 円		一 面 一 時 間 に つ き 二 二 〇 円		〇 円 四 〇 〇 、 三 き に つ 一 面		〇 円 四 四 、 四 き に つ 一 面		〇 円 三 五 、 一 き に つ 一 面		〇 円 二 三 、 五
				〇 円 四 四 、 四 き に つ 一 面		〇 円 二 二 、 二 き に つ 一 面		〇 円 五 七 、 三 き に つ 一 面		〇 円 四 五 、 八
				〇 円 八 四 、 七 き に つ 一 面		〇 円 五 七 、 三 き に つ 一 面				〇 円 六 八 、 五

場 運動広		場 野球広		場 エアリー				場 投てき	
貸切使用		貸切使用		貸切使用以外の使用				貸切使用	
一般	用	児童・生徒	一般	児童・生徒	一般	児童・生徒	一般	用	休日
一人につき 四二〇円	一面一時間につき 一、二〇〇円	一時間につき 三〇〇円	一時間につき 四〇〇円	一人につき 一〇〇円	一人につき 二五〇円	〇円九〇	〇円九〇	一、二、三、四、	一時間につき 六一〇円
				〇円二二	〇円五〇	〇円四〇	〇円八五		
				きにつ一人	きにつ一人	一、二、	七五、		
				〇円二二	〇円五〇	〇円三〇	〇円七五		
				きにつ一人	きにつ一人	二、	四、		

場 運動広		場 野球広		場 エアリー				場 投てき	
貸切使用		貸切使用		貸切使用以外の使用				貸切使用	
一般	用	児童・生徒	一般	児童・生徒	一般	児童・生徒	一般	用	
一人につき 四一〇円	一面一時間につき 一、一五〇円	一時間につき 三八〇円	一時間につき 八一〇円	〇円一	〇円二	〇円八	〇円八	一、二、三、四、	一時間につき 五九〇円
				〇円一	〇円二	〇円三	〇円七		
				〇円一	〇円二	〇円一	〇円五		
				きにつ一人	きにつ一人	一、	七、		
				〇円二	〇円四	〇円二	〇円六		
				きにつ一人	きにつ一人	二、	〇、		

		アマチュアスポーツに使用するとき			
児童・生徒		一般			
一面一時間につき 四六〇円		一面一時間につき 七〇〇円		五時 まで	

				入場料徴収する場合					
その他の催物に使用するとき		アマチュアスポーツに使用するとき							
日曜日	平日	児童	生徒	児童	生徒	一般	一般		
一面一時間につき	一面一時間につき	一面一時間につき	一面一時間につき	一面一時間につき	一面一時間につき	一面一時間につき	一面一時間につき		
〇九六、	〇九六、	〇九六、	〇九六、	〇九六、	〇九六、	〇〇二、	〇〇二、		
〇六四、	〇六四、	〇六五	〇六五	〇四五、	〇四五、	〇四五、	〇四五、	五時 まで	
〇九六、	〇九六、	〇九六、	〇九六、	〇〇二、	〇〇二、	〇〇二、	〇〇二、		

	貸切使用以外の使用				
一般	回数券 一般	回数券 一般	児童・生徒・学生	一般	
一人につき 二二〇円	〇五五 円	〇一〇 円	一人につき 一一〇円	一人につき 二二〇円	

	貸切使用以外の使用				
一般	回数券 一般	回数券 一般	児童・生徒・学生	一般	休日・日曜
〇三五 円			〇一六 円	〇三五 円	〇九六 円
一人につき	〇五五 円	〇二〇 円	一人につき	一人につき	一人につき
〇二四 円			〇一六 円	〇二四 円	〇六四 円
一人につき			一人につき	一人につき	一人につき
〇三五 円			〇一六 円	〇三五 円	〇九六 円

		区	県営屋根付きグラウンド	単位	使用料の額
		分			
アマチュアスポーツに		一般			、 二〇〇円
学生					一

(ハ) 県営屋根付きグラウンド

一
三
略

備考

		トレーニングルーム			
		回数券	回数券	児童	生徒・学生
童	児	・	徒	生	・
学	生	・	学	生	・
一	般				
					一人につき
					一 二〇円

		区	県営屋根付きグラウンド	単位	使用料の額
		分			
アマチュアスポーツに		一般			、 一五〇円
学生					一

(ハ) 県営屋根付きグラウンド

一 この表において「入場料」とは、使用者がいずれの名義でするかを問わず、県営トレーニングセンターのアーリーナの入場者から徴収するその入場の対価をいう。

二 三 略

四 略

五 県営トレーニングセンターのアーリーナの使用において、使用者が入場料を徴収しない場合で、営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、入場料を徴収する場合の使用料の額とする。

備考

		トレーニングルーム			
		回数券	回数券	児童	生徒・学生
童	児	・	徒	生	・
学	生	・	学	生	・
一	般				
					一人につき
					〇 一六 き
					〇 一 き
					〇 一六 き

県営屋
根付き
グラウンド

十一月一日から翌年の三月三十一日までの間に使用する場										四月一日から十月三十一日までの間に使用する場合									
貸切使用					貸切使用以外の使					貸切使用					貸切使用以外の使				
アマチュアスポーツに使用するとき					その他の催物に使用するとき					アマチュアスポーツに使用するとき					その他の催物に使用するとき				
学生	一般	休日	日曜	土曜	平日	児童	徒生	学生	一般	児童	徒生	学生	一般	休日	日曜	土曜	平日	児童	徒生
一人					一人					一人					一人				
つ間に					つ間に					つ間に					つ間に				
二二〇円		九〇〇円	二八	〇〇〇円	二三	六四〇円		四〇〇円	一	一一〇円		二二〇円		九〇〇円	二八	〇〇〇円	二三	五四〇円	

県営屋
根付き
グラウンド

十一月一日から翌年の三月三十一日までの間に使用する場										四月一日から十月三十一日までの間に使用する場合									
貸切使用					貸切使用以外の使					貸切使用					貸切使用以外の使				
アマチュアスポーツに使用するとき					その他の催物に使用するとき					アマチュアスポーツに使用するとき					その他の催物に使用するとき				
学生	一般	休日	日曜	土曜	平日	児童	徒生	学生	一般	児童	徒生	学生	一般	休日	日曜	土曜	平日	児童	徒生
一人					一人					一人					一人				
つ間に					つ間に					つ間に					つ間に				
四五〇円		八〇〇円	三三	一〇〇円	二八	六二〇円		三五〇円	一	二二〇円		三五〇円		一〇〇円	二八	四〇〇円	二二	五二〇円	

県営 レニ ング ンター ーセ					県 庭 球 場	区	分	略
ーア ーナ リ								
使用貸切								
照明					照 明	単 位	略	
全館使用	用四分の一使	用二分の一使	用四分の三使	全館使用				
つき間一 きに時	つき間一 きに時	つき間一 きに時	つき間一 きに時	つき間一 きに時				
○ 六 二 円 〇 、	○ 五 四 円 〇 、	○ 一 一 円 〇 、	○ 六 一 円 五 、	○ 二 二 円 〇 、	六 五 〇 円	とす使ツポアチアマ きる用にースユマ	使用料の額	
○ 四 三 円 五 、	○ 七 五 円 〇 、	○ 四 一 円 五 、	○ 二 二 円 〇 、	○ 八 二 円 五 、		きる用に催他のそ とす使物のの		

県営 レニ ング ンター ーセ					県 庭 球 場	区	分	略
ーア ーナ リ								
使用貸切								
照明					照 明	単 位	略	
全館使用	用四分の一使	用二分の一使	用四分の三使	全館使用				
つき間一 きに時	つき間一 きに時	つき間一 きに時	つき間一 きに時	つき間一 きに時				
○ 五 二 円 〇 、	○ 五 三 円 〇 、	○ 〇 一 円 五 、	○ 六 一 円 〇 、	○ 一 二 円 〇 、	六 三 〇 円	とす使ツポアチアマ きる用にースユマ	使用料の額	
○ 三 三 円 五 、	○ 七 三 円 〇 、	○ 四 一 円 〇 、	○ 一 二 円 〇 、	○ 七 五 円 〇 、		きる用に催他のそ とす使物のの		

パーク センター	第一 研修室		区分	備考 略	県営屋根付き グラウンド														
	第二 研修室	全 区 画			使用料の額	貸切 使用													
二 分 の 一 区 画			一 時 間 に つ き	照明		暖房													
	用 四 分 の 一 使	用 二 分 の 一 使			用 四 分 の 三 使	全館 使用	用 四 分 の 一 使	用 二 分 の 一 使	用 四 分 の 三 使										
一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き		つ き	間 に 時														
九 四 〇 円	三 六 〇 円	七 一 〇 円		〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	〇 円	三 〇 〇 円	〇 円	〇 円	二 〇 〇 円						
				〇 円	四 〇 〇 円	〇 円	七 五 〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	四 〇 〇 円	〇 円	四 五 〇 円	〇 円	八 六 〇 円	〇 円	七 五 〇 円	〇 円	六 〇 〇 円	二 〇 〇 円

パーク センター	第一 研修室		区分	備考 略	県営屋根付き グラウンド														
	第二 研修室	全 区 画			使用料の額	貸切 使用													
二 分 の 一 区 画			一 時 間 に つ き	照明		暖房													
	用 四 分 の 一 使	用 二 分 の 一 使			用 四 分 の 三 使	全館 使用	用 四 分 の 一 使	用 二 分 の 一 使	用 四 分 の 三 使										
一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き		つ き	間 に 時														
九 一 〇 円	三 五 〇 円	六 九 〇 円		〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	〇 円	二 五 〇 円	〇 円	九 〇 〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	〇 円	一 〇 〇 円	〇 円	五 〇 〇 円	二 〇 〇 円
				〇 円	三 五 〇 円	〇 円	六 五 〇 円	〇 円	〇 円	四 〇 〇 円	〇 円	三 〇 〇 円	〇 円	八 四 〇 円	〇 円	七 〇 〇 円	〇 円	五 〇 〇 円	二 〇 〇 円

一・二 略
三 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律第

備考		回数券 (六回券)		学生・生徒・児童	一 般	テ ニ ス コ ー ト				オート キャン プ場				
学生・生徒・児童	一般	平日	土曜			日曜	休日	トレーラーハウス	キャンピングカーサイト	電源を使用しない 場合	電源を使用する場 合	略	略	略
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 四〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 四、六〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 四〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 四、一〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 四〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 六、七〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 四〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 二、一〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 四〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 一三、四〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 四〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 六、二〇〇円

一・二 略
備考

備考		回数券 (六回券)		学生・生徒・児童	一 般	テ ニ ス コ ー ト				オート キャン プ場				
学生・生徒・児童	一般	平日	土曜			日曜	休日	トレーラーハウス	キャンピングカーサイト	電源を使用しない 場合	電源を使用する場 合	略	略	略
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一人三時間につき 二二〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 五、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一人三時間につき 二二〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 四、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一人三時間につき 二二〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 六、五〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一人三時間につき 二二〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 二、〇〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一人三時間につき 二二〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 一三、四〇〇円
一、〇〇〇円	一、五〇〇円	一人三時間につき 二〇〇円	一人三時間につき 三〇〇円	一人三時間につき 二二〇円	一面一時間につき 二二〇円	一日帰	宿泊	一日帰	宿泊	略	宿泊	略	略	一区画一泊につき 六、〇〇〇円

(3) (2) 三条に規定する休日をいう。
器具使用料 略

備考 略	略	テ ニ ス ラ ケ ツ ト	拡 声 装 置	略	区 分	器具使用料	(3) (2)	略
	略	略	略	略				
		一本一回につき 二五〇円	一式一時間につき 三六〇円					

(3) (2) 略
器具使用料

備考 略	略	テ ニ ス ラ ケ ツ ト	拡 声 装 置	略	区 分	器具使用料	(3) (2)	略
	略	略	略	略				
		一本一回につき 二四〇円	一式一時間につき 三五〇円					

流域下水道維持管理負担金単価の改定について

平成26年2月26日

下水道課

1 改定理由

現在の負担金単価は、臨海処理区が平成23年3月に、臨海処理区以外は平成21年3月に関連市町村と覚書を取り交わして定めているが、いずれも適用期間が平成26年3月31日までとなっているため、経営計画を見直し、一部負担金単価を改定するものである。

《負担金単価》

- ・各処理区の負担金単価は、供用開始後、概ね30年～35年で公債費を含めた累積赤字を解消する経営計画を基に、5年ごとの収支バランスを考慮して定めている。
- ・負担金は、維持管理費、建設・更新費の起債元利償還費である公債費の支出及び累積赤字の解消に充てられる。

2 各処理区の経営状況及び改定方針

○臨海処理区

平成21年度に累積赤字を解消、累積黒字に転じており、経営状況は良好であるため、同額で継続する。

○横手処理区

平成24年度に累積赤字を解消、累積黒字に転じており、平成25年度以降さらに累積黒字が増大する見込みであることより、単価の引き下げを行う。

○大館処理区

順調に累積赤字を減らしており、単価の引き下げを行い、供用開始後概ね30年（平成34年頃）で累積赤字を解消する。

○大曲・鹿角処理区

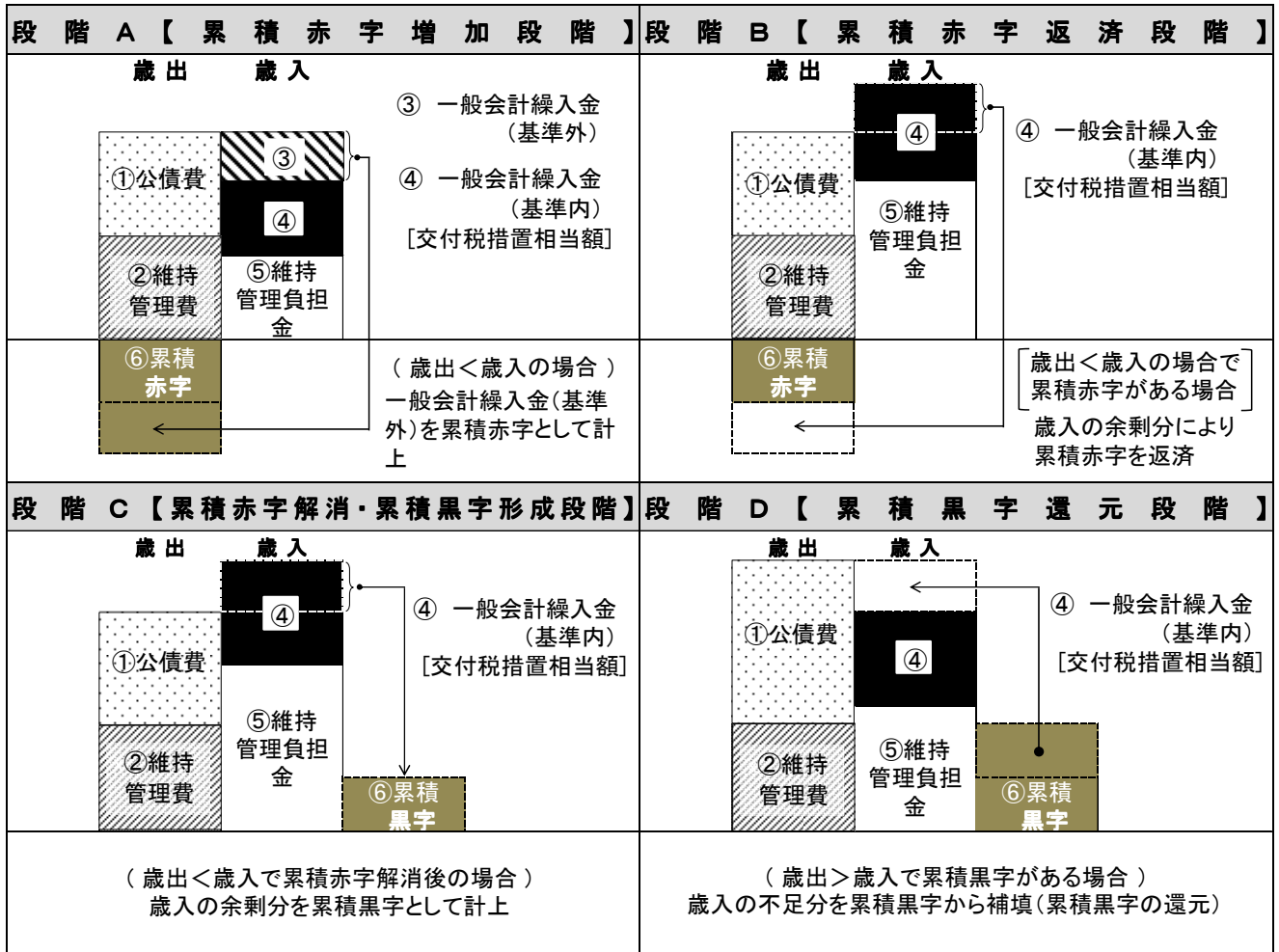
単年度黒字には転じているが、供用開始後概ね35年（大曲：平成35年頃、鹿角：平成41年頃）で累積赤字を解消するため、当面、同額で継続する。

3 改定負担金単価

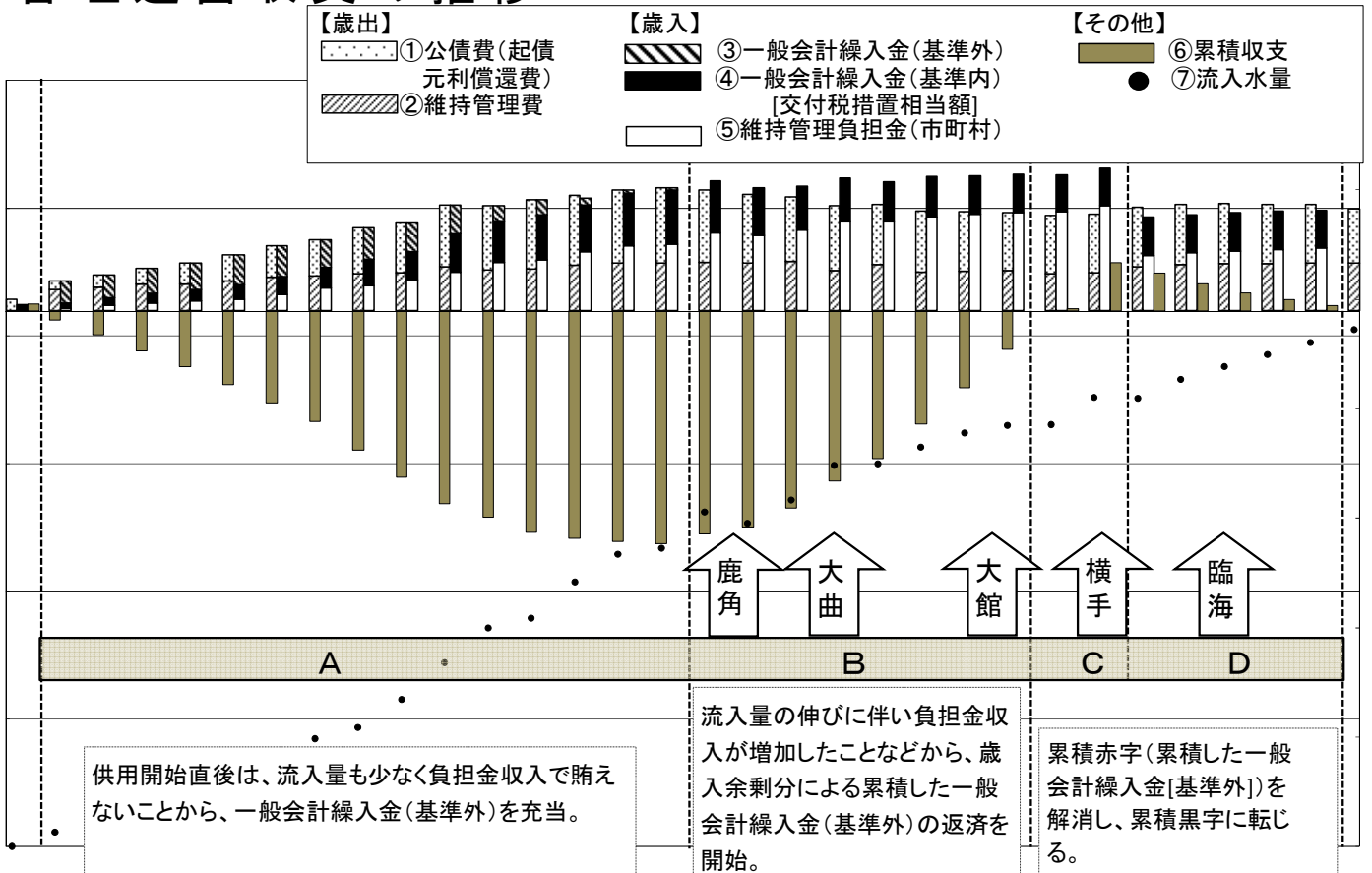
各処理区の経営実績及び今後の流入見込みや建設・維持管理費等を踏まえた経営計画により、次のように一部負担金単価を改定する。

	(現行単価)		(改定単価)	
臨海処理区	33 円/m ³	→	33 円/m ³	(同額で継続)
大曲処理区	110 円/m ³	→	110 円/m ³	(同額で継続)
横手処理区	100 円/m³	→	53 円/m³	(47 円/m³引下げ)
大館処理区	100 円/m³	→	90 円/m³	(10 円/m³引下げ)
鹿角処理区	115 円/m ³	→	115 円/m ³	(同額で継続)

管理運営費の内訳と収支段階



管理運営収支の推移



秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

平成26年2月26日
道 路 課

1 改正理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正、秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成25年秋田県条例第40号）の施行、及び道路法（昭和27年法律第180号）第39条第1項の改正に伴い、県が管理する道路占用に関わる条例を改正する必要がある。

2 改正内容

- (1) 道路占用は、原則非課税であるが、占用期間が1月未満のものに係る占用については、消費税が課税されるため、現行の1.05を1.08に改めることとする。（第2条関係）
- (2) 消費税法の改正により、督促手数料の額は、督促状1通につき52円（現行50円）とすることとする。（第5条関係）
- (3) 道路法の改正により、国の行う事業に係る占用料は、徴収しないこととされたので、道路の占用料を減免することができる占用物件から、国の行う事業に係る占用物件を除外することとする。（第3条関係）
 - ※ 元々、「国の行う事業については、道路の占用料を減免することができる」ものとされてきたが、道路法の改正により、「徴収しない」ととされたため、条例の当該項目を削除する。

3 施行期日

平成26年4月1日

ただし、2(3)は公布の日

新	旧
<p>(占用料の額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇八を乗じて得た額(その額が百円)の合計額とする。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第三条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>三 六 略</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の督促手数料の額は、督促状一通につき五十二円とする。</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額(その額が百円)の合計額とする。</p> <p>(占用料の減免)</p> <p>第三条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第三十五条に規定する事業(令第十八条に規定する事業を除く。)及び地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>三 六 略</p> <p>(督促手数料及び延滞金)</p> <p>第五条 略</p> <p>2 前項の督促手数料の額は、督促状一通につき五十円とする。</p>

3
·
4
略

3
·
4
略

秋田県水防協議会条例の一部を改正する条例案について

平成26年2月26日

河川砂防課

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による水防法（平成24年法律第193号）の一部改正により、秋田県水防協議会の委員の定数を定める必要がある。

2 内容

水防法第8条第3項の規定により設置する秋田県水防協議会の委員の定数は、15人以内とする。（第3条関係）

3 施行期日

平成26年4月1日

4 水防協議会について

(1) 所掌業務

水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

(2) 委員の構成

関係行政機関の職員、水防に関係のある団体の代表者

(3) 改正前の法律に定める定数・・・15人以内

(4) 現在の秋田県水防協議会について

① 会長 1人（秋田県知事）

② 委員 15人

（構成内訳）

町村会の代表、水防関係団体の代表者、工作物の管理者、輸送関係職員、通信関係職員、気象関係職員、水防に密接な関係のある者、国の関係行政機関の職員、警察関係職員、消防関係職員、土木関係職員（昭和24年建設次官通牒による）

秋田県水防協議会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

<p>新</p>	<p>(委員)</p> <p>第三条 委員の定数は、十五人以内とする。</p> <p>2 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 略</p>
<p>旧</p>	<p>(委員の任期)</p> <p>第三条</p> <p>2 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職に在る期間とし、その他の委員の任期は二年とする。但し、補欠 の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
<p>水防法 (昭和二十四年法律第九十三号) (抄)</p>	
<p>新</p> <p>(都道府県水防協議会)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもって組織する。</p> <p>4・5 略</p>	<p>旧</p> <p>(都道府県水防協議会)</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以内で組織する。</p> <p>4・5 略</p>

一級河川指定の変更について

平成26年2月26日
河川砂防課

1 概要

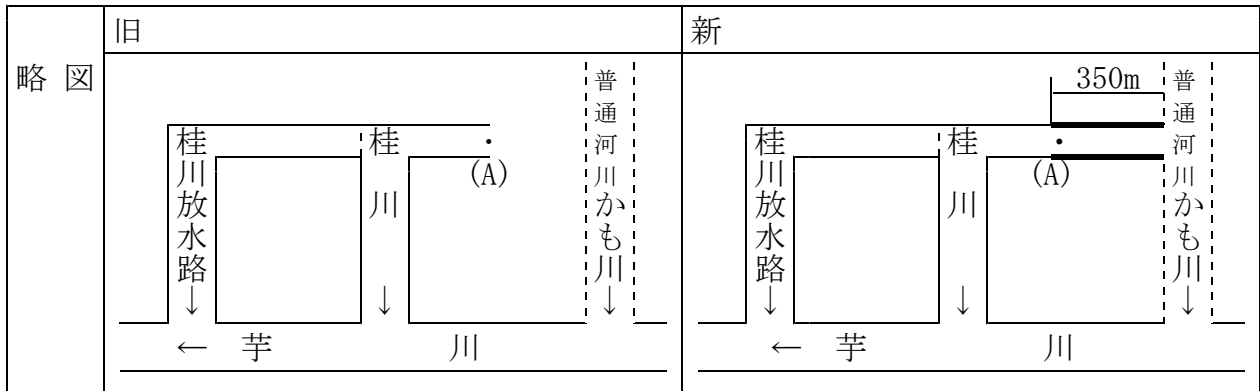
一級河川桂川の河川指定の変更について、国土交通大臣から意見を求められたので、河川法第4条第6項の規定に基づき、知事の意見案について県議会の議決を得るため、議案を提出する。

一級河川桂川および普通河川かも川は、由利本荘市岩谷町の市街地を流下し、度々、住家の浸水や国道105号の通行止めなどの被害があった。

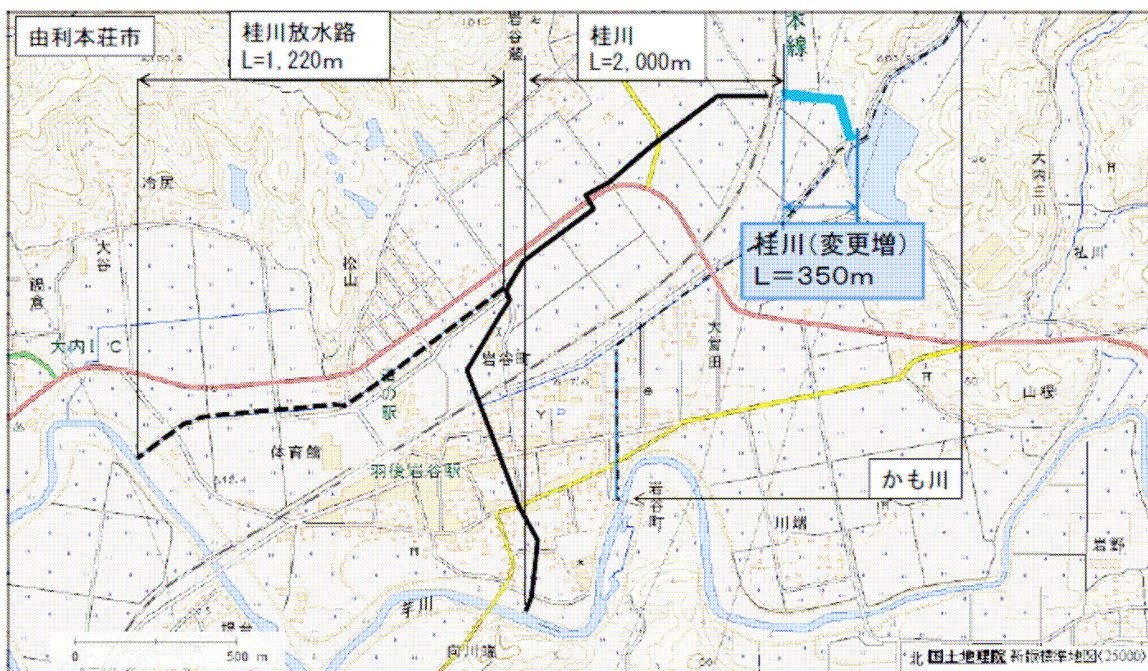
岩谷町の洪水被害を軽減するため、桂川及びかも川流域の洪水は極力桂川放水路でバイパスし下流域に流下させることとし、かも川の洪水を分流するため桂川を延伸する。

2 略図

桂川上流端 (A) から350m延伸。



3 位置図



秋田県建築士審査会の委員の定数を定める条例案について

平成26年2月26日
建 築 住 宅 課

1 制定理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による建築士法（昭和25年法律第202号）の一部改正により、秋田県建築士審査会の委員の定数を定める必要がある。

2 内容

建築士法第28条の規定により設置する秋田県建築士審査会の委員の定数は、8人以内とすることとする。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 建築士審査会について

(1) 所掌事務

二級・木造建築士の試験事務及び建築士法によりその権限に属された事項（建築士、建築士事務所に対する処分に対する同意等）を処理する。

(2) 委員の構成

建築士であること（建築士法第29条第3項）

(3) 改正前の法律に定める定数・・・10人以内

(4) 現在の秋田県建築士審査会について

- ① 委員数 8人
- ② 委員構成内訳 建築士